

第七十五回国会 衆議院 文教委員会文化財保護に関する小委員会議録 第五号

昭和五十年五月二十三日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 河野 洋平君

榎橋 進君

羽生田 進君

木島喜兵衛君

長谷川正三君

高橋 繁君

出席政府委員

文化庁長官 安達 健二君

文化庁次長 内山 正君

小委員外の出席者

文教委員長 久保田円次君

文教委員 臼井 莊一君

文教委員 藤波 孝生君

文教委員 山原健二郎君

文教委員 有島 重武君

文化庁文化財保護部長 吉久 勝美君

文教委員会調査室長 石田 幸男君

四月十五日

小委員上田茂行君三月十八日委員辞任につき、その補欠として上田茂行君が委員長の名で小委員に選任された。

同日

小委員榎橋進君及び栗田翠君三月二十八日委員辞任につき、その補欠として榎橋進君及び栗田翠君が委員長の名で小委員に選任された。

五月二十三日

小委員上田茂行君、榎橋進君、山崎拓君及び安里積千代君四月十八日委員辞任につき、その補欠として上田茂行君、榎橋進君、山崎拓君及び安里積千代君が委員長の指名で小委員に選任された。

れた。

本日の会議に付した案件
文化財保護法の一部を改正する法律案起草の件

○河野小委員長 これより文化財保護に関する小委員会を開会いたします。
文化財保護法の一部を改正する法律案起草の件について、議事を進めます。

本小委員会は、文化財保護法を現状に即したものにすることを、設置以来各小委員間における意見の交換及び参考人からの意見聴取などを行い、さらに各党間の意見調整を行うための作業を進めてまいりました。

ただいま小委員各位のお手元に配付してございます文化財保護法の一部を改正する法律案の草案は、各党の意見をもとに小委員長の手元で作成したものであります。

文化財保護法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○河野小委員長 本草案及びこれに関連して発言の申し出がありますので、これを許します。三塚博君。

○三塚小委員 私は、自民党を代表いたしまして、当文化財保護法の一部を改正する法律案に対する意見を開陳をさせていただきます。

申すまでもなく、文化財は、われわれ国民が先祖代々の国土において培い、伝えてきた歴史的、文化的遺産でありまして、このような貴重な国民的財産である文化財を適切に保護し、長く後世に伝えることは、今日に生きるわれわれの重大な責務であると考えます。わが自由民主党は、このよ

うな基本的な認識に立って、従来から文化財の保護の充実については、格段の意を払ってきたところでありまして。しかるに、現行の文化財保護法は、戦後間もない昭和二十五年に制定されたものであり、昭和二十九年に一部改正があったものの、その後今日に至るまでの間、開発事業の急激な進展、社会生活の急速な変化があったにもかかわらず、有効適切な保護のための改正が行われず、今日に至ったわけでありまして。このため、わが党は、このような社会情勢の変化によって危機に瀕した文化財の保護を図るため、緊急に措置すべき施策の立法についてかねてより検討を進めてきたところでありまして、われわれの今日までの検討結果から見て、本法草案には、文化財を今日の事態に即して積極的に保護するためのいろいろな新たな施策が盛り込まれていることが認められるところでありまして。

すなわち、まず第一点は、民俗文化財の制度の整備であります。わが国各地には、古くから伝えられてきた貴重な民俗資料や民俗芸能が多数ありますが、これらを民俗文化財としてとらえ、無形のものについても新たに指定するなど、より積極的な保護を図ることとして、わが国における郷土文化を長く保存し、日本人の心のふるさとを守るゆえんであります。まことに適切なことと考える次第であります。

次に、開発事業とのかかわりで今日の最も困難な課題であります埋蔵文化財の保護の制度について整備を図っていることとあります。すなわち、新たに事業者に対する停止命令等の強い権限を文化庁長官に与えることとともに、従来規定の欠けておりました地方公共団体の調査の権能や国の必要な助成の責務等について新たに定めております。特に、国、地方公共団体等による土木事業については、事前協議制を確立しております

が、これは、これらの公共的事業が私人よりも強い埋蔵文化財保護の責任を負うべきものであるとの考え方を明らかにしたものでありまして、国の機関等が国民に対して模範を示す趣旨のものとして特筆されるべきものと考えられるところであります。

そのほか、いわゆる集落、町並み、伝統的建造物などがありますが、この保存対策や文化財を保存するために欠くことのできない技術や技能の保存のほか、都道府県の行財政の体制の整備などを図っておりますが、これらもいずれもわが国の現状において緊急に措置すべき課題でありまして、まことに時宜を得た措置と考えます。

以上のような見地から、わが党は、本法案に対し、積極的に賛成の意を表するものであります。しかしながら、文化財保護の一層の充実を期し、本法案の制定後の適正な運用等も考え、この際若干の所見と要望を申し述べておきたいと存じます。

まず、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発工事の規制についてであります。本法案は、周知の埋蔵文化財包蔵地が全国で約三十万カ所にも上るとされておるのでありますが、調査体制の現状から見て、その区域を明確にし、調査体制の観点から、許可制は採用することが困難であるとの考え方のもとに、現行法どおり届け出制としておりますが、遺跡が発見されたときは、強制措置を講じてでもその保護を図らうとするものであつて、今日の段階においては、妥当なものと考えます。なお、周知の埋蔵文化財包蔵地については、その周知を徹底するための措置については、政府は、地方公共団体に対し、財政上の援助を含めて特段の措置を講ずる必要があると考えます。

また、重要な遺跡が発見された場合における行為の停止または禁止命令の期間については、それ

が重大な私権の制限であることから、法制上私権の保護との調整を図ることが必要であり、最高六カ月本法施行後五年間は九カ月という期間の上限が定められていることはやむを得ないものと考えるところであります。

次に、真に文化財保護の充実を期するためには、国民の理解と協力を得ることが基本であることは言うまでもありません。したがって、本改正法案の実施及び運用に当たっては、国民の理解と協力を得るため、十分関係者と話し合うことはもとより、文化財保護と私権との調整についても十分配慮して、その適正な運用に当たるよう強く要望するものであります。したがって、たとえば、私人の事業者が工事を行う場合の措置及び重要な遺跡が発見された場合の措置等に当たっても、事業者と十分話し合い、その協力等を得るよう配慮することはもとより肝要であって、停止命令等を行う場合は、そのような理解と協力が得られない場合のむしろ最終的な手段として定められているものと考えざるべきであります。

最後に、文化財の保護に当たっては、地方公共団体の果たす役割りがますます大きくなってきており、本法案においても、地方公共団体の行政財政の体制を整備するための諸規定が設けられているところであり、しかしながら、地方公共団体の行政体制の根幹をなす専門の職員の充実に関する規定などは今回の改正では見送られておりますが、これは今日の状況からやむを得ないものとして、今後における検討と努力は引き続き必要であると考えます。

さらに、わが党においては、文化財保護の充実を期するためには、本法案において取り上げられなかったもののうちに、文化財等の海外流出の防止対策など検討すべき課題が多々あると考えており、時代の要請に応じて常に適切な保護の対応策を打ち出し得るよう文化財保護法について今後も引き続き検討を加える必要があると存する次第であります。

以上、御要望を申し上げます。

終わります。

○河野小委員長 長谷川正三君。

○長谷川(正)小委員長 昭和二十五年に議員立法で文化財保護法が成立をいたしましたからすでに二十五年たっておりますが、このたび、国土の開発も非常に進みますし、各種の文化の様相も変わってくる中で、当面、対応する保護法の整備充実の必要ということから小委員会が設けられ、河野小委員長を中心に、特に各党代表によって今日まで御努力が続けられ、本日その成果がここに審議されることになりました。この間の努力に對しまして、小委員の一人として心から敬意を表したいと思います。

ただ、私、党内でもいろいろ報告を受けておりますが、まず、きょうの議事の進め方として、一応小委員長のごあいさつはございましたけれども、最終的に練り上げられた法案の骨子について、重要な点の御説明といえますか、これを正式に伺いたかったと思うのですが、それがなかったのがちょっと残念と思いますが、小委員長、どうお考えになりますか。

○河野小委員長 長谷川小委員長にお答えを申し上げます。

本日小委員各位のお手元に配付いたしました草案は、各党代表の方々のきわめて御熱心な御討議の上、小委員長の手元で最終的に取りまとめさせていただいたものでございまして、その間、各党それぞれ御出席をいたしておりました方々、いわゆるワーキンググループと言っておりましたけれども、この方々とは再三にわたって細かいところまで御議論を詰めていただいたというところで、本日私から御説明は省略をさせていただきますが、お手元に法律案の草案及びこれの要綱もお届けをいたしておりました、十分御検討をいただいております、こう考えた次第でございます。長谷川小委員長におきましても、法律案要綱及び草案について十分御検討いただいておりますかと思いますが、御指摘のように、本日私から特に御説明を省略した点につきましては、どうぞひとつ御了解

をいただきたいと思っております。

○長谷川(正)小委員長 了解はいたします。むしろ、私どもの党内の連携が不十分だというふうに御指摘、おしかりをいただくかも知れませんが、なぜ私がそういうことを申し上げたかと申しますと、せっかく御苦心の上練り上げられたものでありますから、これについて私も賛成でございますが、若干念を押して御質問申し上げたいものですから、あるいは小委員長からその間の経緯について補足説明がございましたらばその必要もなくなるのではないかと申しておりましたが、そういう意味で質問を二、三させていただきます。ところで一ついまの点をただしたわけでありまして、御了解をいただきたいと思っております。

実は、今回、久々にかなり本格的に取り組むことの保護法の改正でございますので、私はやはり根本的なこの理念の確立というようにすることについてさらに十分強調する必要があるのではないかと。その点では、最初、小委員のまた小委員のたたき台として出されたものを仄聞いたしますと、総則の中にこの点を、国、地方自治体あるいは文化財所有者等の責任とか態度とか、そういうものについてかなり前向きな表現があったやに承っておりますので、私はさらにもう少し、これにこの文化財哲学と申しますか、文化財に対する高い理念を持ったものを盛り込んで、「本立ちて道生ず」ということばもございまして、そういうところから出ていかないと、文化財保護の仕事というものの本格的構えに欠けるところがあるのではないかと。せっかくいい提案が最初にあったように思いましたが、これが消えてしまったというのは残念に思っています。これは、伺いますと、いろいろ議論があらましまして、今回は各党合意の、当面緊急の課題にしろろうというところで省略をされた、こういうふうにも伺っておりますので、その点は了解はできるものでありますけれども、文化財小委員会はおお今後存置されると思っておりますので、国会がかわるごとに設置をして、さらに抜本的な方向に進むというふうにも聞いておりますので、その点について、

将来そういうものも含めて改正を行う、そういうお考えが小委員長におありかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○河野小委員長 私からお答えを申し上げます。

衆議院が文教委員会の中に文化財保護に関する小委員会を引き続き存置するかどうかについては、文教委員長もしくは文教委員会の理事會においてお取り扱いになるべきことだと存じます。ただ、小委員会所属の小委員各位のお気持ちの中に、いま長谷川小委員長からもお話しございましたとおり、今回のこの草案に盛り込まれているものは当面緊急処置すべき問題、しかも各党合意の問題というところが私どもの議論の前提でございました関係上、各党それぞれが文化財保護については高い理念、理想を掲げてそれぞれの御意見をお持ちでございますから、そうした問題はさらに時間をかけることによって合意を見て、新たな文化財保護法の改正ができる、あるいは文化財保護法が進歩するということは私も確信をいたしております。私は今国会で小委員長を命ぜられましたけれども、本国会における小委員長の立場とすれば、今後も引き続き文化財保護法は進歩をしなければいけないし、改善し続けていかなければならぬ、かように考えております。

○長谷川(正)小委員長 よくわかりました。

次に、文化庁にちよつと念のためにこれも質問を申し上げますが、実は文化財保護につきましましては、学者の方や各地方における熱心な文化財保護の問題に取り組み方々、国民の方々がおりますが、今回の法改正についてもこれについて非常に取組む苦勞とも思われるような御心配が広がっております。この中には多くの誤解もあらうかと思いますが、私がここで想いたしましたのは、あの古都保存法が決まりましたときに、あれにはもちろん古都が非常に開発にさらされているという事象の中で出た前向きの意識もありませんが、一部にはあれは古都破壊法になつてしまつたのではないかと、こういう御批判も現に出ておりますし、私は特に近くの鎌倉等に何

度も行って見てまいりまして、あの古都保存法施行以降にその法律の制限がはずれたところは何でもやっております。このように解釈が逆に横行しまして、急速に非常な破壊が進んだ。そのため次の市長選挙でもこれが大きな政治問題になって市長もかわる、こういったような事態まで起こったことを想起いたします。

今回の保護法の改正は、もちろん私の拝見する限り、いろいろな面で緊急処置について前向きでありますけれども、しかし運用のいかによって、この規制からはずれたところは、今度は逆にいままでは非常に遠慮されていたものも遠慮しないです。こんなやうな事象が起つては大変である、こういう心配を持つものであります。そういう意味で、ほんの一、二点だけ時間がございませぬから伺いたいのでありますが、埋蔵文化の問題が何と云っても開発との関係では今日一番重要な問題になっておると思ひます。その中で、先ほど自民党の方からの御意見にも、許可制が望ましいけれども、いまの段階は「周知の埋蔵文化財包蔵地」といっても中身が明確でないので許可制にはできなかった。この点がそういう事情から許可制にできないのでありますが、これが急速に調査を進めて、包蔵地の内容というものをある程度分布地図というものが将来できるとお考えになりますか。できた場合には許可制にしても差し支えないというふうに考えるのであります。将来にわたってこれは無理であるというふうにお考えになつてゐるのか、この点文化庁長官にお尋ねしたいと思います。

○安達政府委員 現在、埋蔵文化財包蔵地として周知されておると言われておるものにつきまして、従来から調査を進めてまいりまして、これを地図に写すという作業を続けておるわけでございます。現在三十万カ所というように推定をされるわけでございます。これにつきましては、私もいたしましては引き続きこの周知の遺跡の確認ということが続けていかなければならないと思つております。その過程におきまして、重要な地域につきましてはこれを史跡に指定をする、こういうような措置を同時に進めてまいりたいと思つておるわけでございます。

この埋蔵文化財包蔵地についての土木工事等の場合における許可制にするかどうかという問題につきましては、これらの地域が明快になるということが前提でございます。したがって、その地域が全く明快になるといふことも十分考えられるわけでございますけれども、その中途の段階においてやるということになりますと、逆に地域の明快でないものがあつて弱くなるというやうな問題もございします。そういう点におきまして、史跡指定の問題とそれから調査の進行、そういうやうな点を総合的に判断をいたした上におきまして、そういう許可制にするかどうかというやうな問題を考えなければならぬというわけでございます。それで、そういう状態を慎重に見計らいつつ考へていかなければならぬ、かように考えるところでございます。

○長谷川(正)小委員 もう一点だけ伺つて終わりにしたいと思ひますが、周知の埋蔵文化財包蔵地における行為のところで、特に土木工事等の場合に文化庁長官がこれについていろいろ指示できるということになっておりますが、この指示は現行法どおりとすることになっております。これによりますと、調査の方では禁止、停止、中止も文化庁長官ができるようになっております。ところがこの土木工事の方の場合に、そういう権限は文化庁にない。ただ指示ということの中にはそれは含まれない、こういう解釈だと思ひますが、そうでありますとやはりそこ一つに心配が出るのであります。この点はいかがでしよう。

○安達政府委員 現在五十七条の場合におきましては、これは學術上の目的のために埋蔵文化財を調査するということについてでございます。この場合につきましては調査の観点からして、あるいは乱掘を防止するとかその他の関連からいたしまして、発掘の禁止ないし停止等の措置が講ぜられておることでございます。一方、私人等が土木工事を行う、それが埋蔵文化財包蔵地に對して行われるという場合の問題につきましては、先ほど来お話がございしますように、地域の確認等が不十分な段階におきまして、私有財産権の尊重との関連からいたしまして、これを禁止する、逆に言えば許可制というやうなことにございまして、なお困難な事情があるというところで、これは重要な遺跡が発見された場合におきましては、必要に応じて最終措置として停止命令も出される、あるいはその周囲の地域等については禁止もなし得る、こういうやうなことでございします。その点におきましては、この學術調査の場合と埋蔵文化財包蔵地に対する土木工事の場合とは事態が違ふ。そういうことで、このたびの改正のやうな形におきまして、従来よりは進歩した体制ができたものと考へておるわけでございます。

○長谷川(正)小委員 以上で念のための質問を終わりますが、本法律が成立いたしました後、文化庁におきまして、私が先ほど古都保存法について申し上げたやうな記念が本場に記念に終わるやうに、万全の措置をとっていただくやうな心から要望いたしまして、質問を終わります。

○河野小委員 栗田君。

○栗田小委員 日本共産党・革新共同を代表して今改正についての意見を述べさせていただきます。その前に今度の改正案につきまして、運用面についての質問を二、三させていただきます。

まず第一に、現行法がいままで実情に即してないために、現実的には運用面が先行して成果もいろいろ上がつてきております。今度の法改正に際して、全国各地で進められてゐるやうな運用上の措置を損なうことなく積極的に生かしていくやうにすべきだと思ひますが、その点はどうお考えでしようか。

○安達政府委員 御指摘のやうに埋蔵文化財の保護につきましては、これまで関係者との話し合ひ、あるいは国民の方々の御協力によりまして、事実上保存する努力というものが非常に定着してまいつておるわけでございます。

今回の改正によりまして国の機関等との事前協議制が法的に整備されるというやうなことになると思いますが、非常な大きな前進であると思つてございしますが、われわれといたしましては、文化財保護というのは国民や関係者の理解と協力を得て進めるというのを基本とすべきものと思ひます。わけでございします。したがって、こういう精神に基づくとこのやうな運用上の慣行は今後も尊重し発展させていきたい、かように考へてゐるところでございます。

○栗田小委員 埋蔵文化財は陸上ばかりでなく水面下にもかなりありますが、今度の法律は、この水面下のものも埋蔵文化財として適用いたしますね。

○安達政府委員 従来と同様、そういうふうにお考へております。

○栗田小委員 それでは周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為について伺ひますが、今度届け出が三十日前から六十日前というふうに変更されました。しかしこの期間は調査終了期間ではなく、届け出の手續をしました上で六十日間調査が終了しない場合には、その後まで続けられるというふうに考へていいのでしようか。そうでなければ、

○安達政府委員 この期間は主として土木工事等に関する届け出を受けました場合の当該埋蔵文化財の性格、あるいは重要性の判断、あるいは保護のための当面の措置をどうするかというやうなことを検討するための期間でございます。もちろんその期間中に発掘調査が行われることももとより可能でございますけれども、この期間が調査終了期間とは考へてないわけでございます。当然その指示等によりまして埋蔵文化財の保存に遺憾なきを期する、こういう従来とは全く変わりございませぬ。

○栗田小委員 次に、国の機関等に関する特例につきまして事前協議の条項が入りましたが、これは保護上の必要があるときに行ふというふうな規定

定されていますけれども、こうなりますと対象となる計画が限定されるわけです。実際には可能な限り事前協議の対象とすべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。

○安達政府委員 この制度の運用に当たりましては、工事等による埋蔵文化財への影響がきわめて軽微であることが明らかである場合、そういう場合を除きましては、お説のように事前協議によりまして埋蔵文化財の保護に遺憾なきを期したい、かように考えているわけでございます。

○栗田小委員 事前協議の後の問題で、たとえば実際は事業の実段階で遺跡が発見される場合とか、余り大したことはないから現状変更してもよいと協議が成立した後で重要なものが出てくる場合とかあると思いますが、このときはどういうふうに対処されますか。

○安達政府委員 これはいま議題となっております改正法案の五十七条の六が適用されるのでございまして、当然事前協議が行われることになるわけでございます。

○栗田小委員 次に、広域開発の場合ですが、一つの開発について周知の遺跡が何カ所含まれるという場合が出てくると思います。これを一開発一遺跡と考えるのではなくて、それぞれの遺跡を調査、保護の対象にすべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○安達政府委員 広域開発の場合におきましても、大事なものは個々の遺跡でございますから、当然個々の遺跡を調査、保護の対象とすることはもとよりでございます。

○栗田小委員 次に、不時発見の場合について伺いますが、当該遺跡の保護に必要な指示という事項が現行法にございまして、いままでも地方自治体などの自主的な努力で調査期間中事実上発掘が停止されるという措置を含んでいたと思います。これらの措置が日常的な対処のためであるとして私は考えております。今度の場合、その停止命令権が発動できるわけなんですけれども、この停止命令権といままでの現行法で行われておりました

措置との関係、これについて御説明ください。

○安達政府委員 この点につきましては、今後とも従来の文化庁長官の指示ないしは地方自治体等の努力、あるいは関係者との協力によりまして調査が行われ、また調査の終了まで工事等が自主的に抑制される、こういうようなことが通常の事態でございまして、われわれとしてはそういう形におきまして協力を得ながら文化財保護を図られることが望ましいと思っておりますのでございまして、したがって、停止命令ないしは禁止命令のようない措置は、そういうような任意な協力を得られない場合は最終的な措置、あるいは俗な言葉で言いますれば伝家の宝刀というふうなものとして運用していきたいと考えておるところでございます。

○栗田小委員 停止命令が発動された場合に、損害補償がされることになりましたが、その財源的な裏づけはどうなっているのでしょうか。

○安達政府委員 現行法におきましても、実は他の面に損失補償の規定がございまして、このため文化庁の予算に文化財補償金という費目が計上されておるわけでございます。これはあらかじめ補償金を算定することが困難でございますので、そういう費目を計上しておきまして、必要が生じた場合にさらに予備費等から支出して事態に対応できるようにしておるという状況でございます。

○栗田小委員 次に、停止期間内に調査が終わらない場合にはどうされますか。

○安達政府委員 停止命令等は先ほども申し上げましたように、関係者の自主的な協力が得られない場合の最終的な措置、伝家の宝刀として運用していきたいというところは申し上げたわけでございます。したがって、このような最終的な措置をとるといふ以上は当然といたしまして、国なり地方公共団体といたしましては、必要な調査体制を整備、準備いたしまして、所定の期間内に必要な調査を終えるようにしたいと思っております。

またその間、必要に応じて史跡の指定あるいは仮指定等を行うことによりまして、この埋蔵文化財の保全には万全を期していきたい、かように考える次第でございます。

○栗田小委員 それでは以上の点を伺いましたので、この上で日本共産党・革新共同としての意見を申し述べさせていただきます。

現行の文化財保護法の持つ欠陥や不備については、学者、文化人、全国各地の文化財保存団体を初めとする多くの国民から指摘されてきたところであり、わが党としても、文化財保護法の改正問題を含め、貴重な文化遺産を守るために一貫して奮闘してまいりました。

わが党は、現行法の欠陥を改め、文化財の保護を積極的に進める立場から、去る四月十七日に独自の文化財保護法改正案大綱を発表しましたが、同時にその実現を図るため、この文化財問題小委員会でも大いに意見を述べてまいりました。

そこでこの際、わが党の考えている文化財保護法改正案の基本点について明らかにすることとし、改正問題に対する党の主張にかえたいと思っております。

わが党の改正の基本方向は、第一に、文化財の理念を明確にすることです。現行法では文化財の理念があいまいであり、それが文化財の安易な破壊を許す原因の一つとなつておることから、第一条「目的」の全文を「この法律は、文化財が、民族の歴史的文化的業績のかけがえのない遺産であるとともに、国民の生活環境を構成する不可欠の要素であり、また将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることにかんがみ、文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」に改め、理念をうたうようにすることが大切であると考えます。

第二は、国、地方自治体及び事業者の責務を明確にすることです。

それは理念の明確化に伴い、現行法では「法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とだけなつておる国と自治体の任務を「国及び地方公共

団体は、この法律の目的にそつて文化財保護法の趣旨を広く国民に普及するとともに、文化財の適切な保存が行われるよう必要な施策の策定及び実施に努めなければならない」と改めるとともに、文化財保存についての事業者の責務を「事業者は、事業活動にあたって、国及び地方公共団体が実施する文化財保存のための施策に協力するとともに、埋蔵文化財の保護ならびに歴史的環境の保全をはかるようにしなければならない」と新たに規定することです。

第三は、埋蔵文化財の保護を強化できるようにすることです。特に、保護上の権限を都道府県教育委員会に与えること、周知の地域というあいまいな概念ではなく、明確に許可地域と届け出地域を指定できるようにすること、不時発見の場合、必要と認めるとき停止命令権を出せるようにすること、不断の埋蔵文化財の調査を進めることなどが重要だと考えます。

第四は、宿場町、倉庫敷、寺町、くるわなど、いわゆる町並みを新たに文化財として保存することです。この場合、当該地区住民の意向を尊重する立場から、町並保存地区の指定に際しては、住民の四分の三以上の同意を必要とし、指定の解除は住民の過半数の請求があればできることとします。

第五は、民衆文化、民俗文化を保存することを基本に保護対象文化財の拡大を図ることです。それは、有形文化財に歴史資料を、無形文化財に伝承文学、特にアイヌ民俗のユークラナなどを加えるとともに、民俗資料を民俗文化財とし、遺跡の広域保存が可能になるようにするなど、定義を拡充するといふものです。

第六は、宮大工、仏師、漆工、刀工、筆師など、有形無形の文化財保存のために不可欠な技術及び技術者などの保護、継承の措置を国に義務づけることです。

第七は、地方自治体や文化財所有者の負担の軽減を図ることです。

現行法では、国指定の文化財であっても、それ

らの管理、修理等に要する経費は地方自治体や文化財所有者の負担が原則となっていることなど、大きな問題を持っております。そこで、一つは、国指定の文化財の保存に要する経費の一部は国庫負担とする、二つは、自治体指定の文化財保存経費については国庫補助ができるようにする、三つは、埋蔵文化財保存のための土地の買い取りあるいは補償等に要する経費はその一部を国庫負担とする、四つは、文化財指定を受け、現状変更の制限などにより生活上の不利益をこうむるものに對し、国及び地方自治体は補償できるようにする、五つ目は、自治体指定の文化財所有者についても固定資産税の減免措置を講ずることにするなどの改正が少なくとも必要です。

第八は、国及び地方自治体の文化財行政を民主的に強化できるようにすることです。そのためには、当面、国の文化財保護審議会委員には日本学術会議及び都道府県教育委員協議会の推薦者を含めること、審議は公開を原則とし、公聴会も開催できるようにすること、また、都道府県のこれまでの文化財専門委員制を文化財保護審議会に改組し、新たに市町村に文化財専門委員を設置できるようにするなど、地方自治体の文化財保護体制を強化すること、さらに、文化財保存の状況を国民が知ることができるよう、国に文化財白書の公表を義務づけることが重要であると考えます。

以上がわが党の改正案の要点です。

文化財小委員会が検討してきた今回の改正案は、わが党の見地からすれば、理念の欠如、国や自治体、事業者の責務のあいまいさ、埋蔵文化財に係る開発行為の規制の弱さ、国の財政措置の弱さなど、不十分な面は免れないと思います。けれども、小委員会の議論を通じてわが党の主張も少なからず反映されており、一定の改善につながると判断し、ここに賛成を表明いたします。

最後に、今回の改正は緊急的な性格を持つものであり、今後一層実りある改正の努力をすべきであることは当然ですが、その場合、関係する学界や保存団体を初め、多くの国民の意見を十分に反映した民主的運営が行われるよう強く要望し、私の発言を終わりたいいたします。

○河野小委員長 高橋繁君。

○高橋繁小委員長 私は、公明党を代表いたします。今回の文化財保護法改正について意見を述べて賛成をいたします。

文化財は、わが国の長い歴史の過程においてつくり、現在に伝えられた民族的な遺産であり、歴史や文化などの推移を正しく理解する上に欠くことのできない貴重な資料であります。

ところが、現代は都市化や開発の波に洗われ、遺跡などの大量破壊が進む一方であります。

たとえば、昨年末に行管庁が発表した文化財保護に関する行政管轄の調査結果によれば、三十五年から三十七年までの国の調査で発見された遺跡は約十四万カ所あって、このうち、行官庁が一県八十六市町村でこれらの遺跡の現状を調べた結果、四十年以降五十五カ所で届け出なしで土木工事が行われ、文化財が壊されていると発表いたしました。

また、文化財包蔵地を発掘する際には、現行法で三十日前に文化庁長官に届け出るように決められておりますが、四十二件の届け出が掘り起こされておられ、実際には数万と言われていることが常識になっているようであり、これら遺跡の全国調査が行われるとしたら、恐らく想像を絶するほどの破壊状況がさらけ出されるに違いありません。この破壊を前提にした土木工事に伴う緊急発掘の届け出件数を見ても、四十二年に五百一件、四十五年に九百五十一件、今日では二千件に達しようとしております。しかも、一届け出件数に対する発掘面積は数倍にふえております。

ところで、こうした文化財の破壊に歯止めをかけ、保護、保全を確かなものとしていくためには、どうしても現行の文化財保護法の改正をしなければなりません。

わが公明党は、文化財保護及び文化財保護法の改正については、改正はもちろんのこと、早急に従来の姿勢を大幅換し、後世に悔いのない積極行

政を展開すべきであると主張してまいりました。まず、文化財とは何かという基本的な考え方の統一を図り、保護の意義をもう一度よく吟味されなければなりません。

改正に当たり、当初から、届け出義務制の強化、包蔵地における許可制の問題、報告及び公示義務の強化、一切の文化財の現状変更は許可制にすること、罰則の強化、遺跡の分布調査を行い分布図の作成、保存対策のための大幅な予算の増額、研究者の養成と基礎的な研究教育の拡充、特に埋蔵文化財保護についていま申し上げたことを早急に樹立をしなければならぬと叫んでまいりました。

また、そのほかに、民族芸能の保存、無形文化財の保存技術の問題、町並み、集落の保存問題等をあわせて主張してまいりました。

そのほかに、都道府県及び市町村における文化財保護行政について、まず第一に、住民に対し文化財保護の啓蒙を徹底することである。市町村には保護条例の制定されてない町村が全国にはかなりの数に達しているものであります。行政の上には文化財保護行政を正しく位置づけることであります。文化財保護行政を正しく位置づけることであります。文化財パトロールの要員を大幅に増員し、教育と訓練を行うこと、そしてある程度の権限を保持させること。財源の確保のため政府からの補助額の大幅な増額を要求いたしますことは当然であるが、地方自治体においても確保に努力を払わなければなりません。市町村においては詳細な遺跡分布図を早急に作成をし、関係諸団体、土木工事業者等に配付し、連絡を図ること。

また、文化財保護と補償の問題ははっきり確立されなければなりません。

そのほか、海外への輸出禁止、沼及び海岸における文化財の技術開発、及び高松塚古墳のように中国、朝鮮等の影響を受けている国際的なもの等、国内における装飾古墳の保存等についてのあり方等、たとえばフランスのラスコーのような保存が必要であります。問題は山積をいたしております。

今回の改正で満足するものではありませんが、しかし、ここに文化財保護という一致した意見のもとに、従来手がつけられなかった本改正に着手し、改正案ができましたことを私たちは高く評価をいたしたい。これからこれをきつかけにいたしまして、今後さらに改正されることを強く要望をいたしたいのであります。

成立の暁には、文化庁当局も、積極的に意を新たにして、文化財保護法第一条の目的達成のため、最大の努力を払われんことを要望いたします。

特に、地方自治体における文化財保護行政に対する考え方、姿勢を転換させることであります。が、何としても最大の課題は、財政問題、保護指導員の充実と養成の問題であります。今後とも国の財政負担、一部補助につきましても、特段の配慮と、パトロール強化のための指導員養成と充実を図ることが、開発工事中における文化財保護の實質面で保護できることは間違いないと確信をいたします。

さらに、保護行政の転換を図れと叫びたいのであります。文化財の保護は、一片の法令でなされるものでもなく、また従来、その傾向が強かった学問の権威で守られたりするものでもありませんし、行政指導だけに任しておくべきものでもありません。一切の文化財は、文化財保護法の冒頭に「貴重な国民的財産」と明記されておりますように、国民的共有の財産として、幅広い国民の手によって守られ、後世に継承されていくことがすべての基本である。結局、国民のための文化財となつてこそ、真に文化財は生かされ、保存されていくのだと思うのであります。したがって、文化財と自分たちの生活とどう結びつくのかといった本質的な問題が、住民レベルの面でよく理解されることが大切であります。

現状は、すでに指摘したように、住民の目に触れ、住民の理解される以前に、行政サイドの怠慢により、貴重な文化財が次から次へと破壊されてしまっているのであります。一たび破壊された文化

財は、もう再び再現することができません。日光の太郎館の伐採の訴訟判決は、このことを明確にしたものであります。これを機に、文化庁の積極的な取り組みを要望いたしまして、意見の発表を終わります。

以上であります。

○河野小委員長 安里積千代君。

○安里小委員 簡単に意見を申し上げたいと思います。

今日の文化、これは長い間の国民の祖先の偉業の積み重ねによつてつくり上げられてきたものだと考えます。これがあらゆる開発に伴う破壊とされつつあるこの現状に對しまして、これを保護し、守り育てていくということが、單に祖先の偉業というものを明らかにするばかりではなくして、今後における平和國家、文化國家の建設に重大な意義を持つものだと考えるわけでございます。

いま各党からそれぞれ貴重な御意見、また質疑を通してさらに明らかにされた問題がございました。私は、これらの点はともに尊重すべきところの御意見であり、当局とされましても、十分考慮されるようにお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、ただ二、三、申し上げますならば、文化財の保護につきましては、普通の観念からいいたしますならば、私権の制限あるいはまた私権の侵害ということが一応言われる部分が非常に多いのであります。しかし、そのために、先ほど共產党の方からも御意見がありましたように、文化の保護に対する基本的な理念を明らかにするということとが大事だという御意見でございましたが、確かに個人の所有権を制限するということ、こういう面を持ちます点におきまして、この理念を明らかにする必要もあらうと思っております。

私は、普通の私権とは異なつて、現在の方の努力によつて生み出されたものでなくして、それと關係なく、長い間の祖先の偉業の所産であるということを考えますならば、單にこれは個人の所有権というような問題でなくして、國民全体のため

に持つところの共有的と申しますか、国民的財産であるという、こういうことが基本になるかと思えます。そういう立場から考えますならば、私権の制限というような問題は私は解明されるんじゃないかと思っております。

そういう立場からいたしするならば、今回の改正に当たりまして、もちろんいろいろな意見もありますし、また不十分な点もあるわけでございますけれども、開発に伴ういまの現状からいたしするならば、これは大きな前進だと、このように考えます。

ただこのことが、さきの御意見にもありましたとおり、地方自治体の負担、地方におきます保存に対する専門家、技術者、あるいはまたこれを維持、保存しあるいは修復する技術者、この養成というものが私は非常に大事な問題だと考えております。こういう点におきまするところの配慮というものの、ことに財政上の配慮、これを保護しこれを育てていくという配慮というものが、十分なさるべきものであるということを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、とつぴなことを申し上げるようでありますけれども、この法は皇室財産にも及ぶんだと私は考えるわけでございますが、これはまたその道によって保護されておるでございましょう。たとえて申し上げますならば、民間の古墳の発掘というようなことによつて、過去における日本の文化のあり方、歴史上大事な問題が発見をされ、また場合によつては、歴史を変えなければならぬというようなことも起こつてきておることもあると考へます。そうしますならば、より皇室の財産に関する問題でも、御陵の発掘といったような問題でも、これは尊厳を傷つけない立場において、日本の歴史、日本の文化をもっと明らかにし、そうして基礎づける上においても、大事じゃないかというような感じもいたすわけでございます。これらについてどうなつておるか私はよくわかりませんけれども、もしこの点について文化庁の方の何かのまた御意見がありましたならば承らせて

いたしまして、本法案が成立することを、民社党を代表いたしまして賛成を申し上げまして、意見にかえたいと思います。

○河野小委員長　以上で発言は終わりました。

○河野小委員長　この際、お諮りいたします。

小委員各位のお手元に配付してございます文化財保護法の一部を改正する法律案の草案を、本小委員会の案とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○河野小委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、委員会への報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○河野小委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
本小委員会設置以来、小委員各位に御努力を願ったわけでありますが、ただいま文化財保護法の一部を改正する法律案を小委員会の案として御決定を願い、小委員長といたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。今後とも小委員各位の御指導をお願いを申し上げます。

本日は、これにて散会をいたします。

午前十一時二十九分散会

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「民俗資料」を「民俗文化財」に、「第五十六條の十八」を「第五十六條の二十一」に、「第八十四條」を「第八十三條」に、「第五章の二」文化財保護審議會（第八十四條の二―第八十四條の五）を

「第五章の二
第五章の三
第五章の四
の二―第八章の三
の七―第八十三
八十四条の四」
百五条の二」に改める。

第二條第一項中「左に」を次に改め、同項第一号中「わが国」を「我が国」に、「及び考古資料」を「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」並びに考古資料及びその他の學術上価値の高い歴史資料」に改め、同項第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同項第三号中「及びこれ」を「民俗芸能及びこれら」に、「わが国民」を「我が国民」に、「民俗資料」を「民俗文化財」に改め、同項第四号中「わが国」を「我が国」に、「橋りよう」を「橋梁」に改め、同項次の一号を加える。

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

第二條第二項及び第三項中「第八十四條の三」を「第八十四條の二」に改める。

第四十一條第一項中「損害」を「損失」に、「政府」

を「国」に改める。

第四十三条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条第一項中「の現状を変更」を「に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を」に「但し、その維持の措置をする場合」を「ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保

存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合に改め、同条第三項中「変更」の下に「又は保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条第四項中「変更」の下に「若しくは保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第五十一条第二項中「又は修理」を「、修理又は買取り」に改める。

第五十二条の見出し中「損害」を「損失」に改め、同条第一項中「き損」を「損」に、「政府」を「国」に、「通常」を「その通常」に、「損害」を「損失」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第一号中「の現状変更の」を「に現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき」に改め、同項第二号及び第三号中「き損」を「損」に改め、同条第三項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第五十六条の三第二項中「当つては」を「当たつては」に改め、「保持者」の下に「又は保持団体」無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていて団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「若し」を「もの(保持団体にあつては、その代表者)に」に改め、同条第四項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「足りる者」を「足りるもの」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第五十六条の四第二項中「場合」の下に「、保持

団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合」を「、保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体の代表者」を加え、同条第四項前段を次のように改める。

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。

第五十六条の五中「十日以内」を「二十日以内」に改め、同条に後段として次のように加える。

保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

第五十六条の六第一項中「行ひ、又は」を「執ることができるとし、国は、」に、「若しくは」を「、保持団体又は」に、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の七第一項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第二項中「重要無形文化財の記録の所有者から、」を「保持団体から」に改め、「又は重要無形文化財の記録を削り、同条第三項を次のように改める。

3 重要無形文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官がこれを承認したときは、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の八中「保持者」の下に「若しくは保持団体」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の九第一項中「若しくは公開し、又は」を「又は公開することができるものとし、国は、」に、「公開若しくは」を「公開又は」に改める。

第三章の三の章名を「第三章の三 民俗文化財」に改める。

第五十六条の十の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「有形の民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十一の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十二(見出しを含む)中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十三の前の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料の現状を変更し、」を「重要有形民俗文化財に現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為を」に、「現状を変更し、」を「現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為を」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「現状変更」を「の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第五十六条の十四中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十五の前の見出し及び同条から第五十六条の十七(同条の見出しを含む。)まで中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十八を次のように改める。

(重要無形民俗文化財の保存)

第五十六条の十八 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他の保存のため適当な措置を執ることができるとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たつてを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三に次の三条を加える。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六条の十九 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合には、第五十六条の七第三項及び第四項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の二十 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たつてを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第五十六条の二十一 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第五十六条の九の規定を準用する。

第五十七条の前の見出し中「発掘」を「調査のための発掘」に改め、同条第一項中「土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。))について調査」を「土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。))について、その調査のため土地を発掘」に、「但し」を「ただし」に改め、

同条第二項中「必要な事項」の下に「及び報告書の提出を加える。

第五十七条の二に見出しとして「(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)」を加え、同条第一項中「周知されている土地」の下に「(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。))」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

第五十七条の二の次に次の四条を加える。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第五十七条の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第五十七条の六において「国の機関等」と総称する。))が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。))であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第五十七条の四 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第五十七条の五 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十七条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一箇月以内になければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第五十七条の六 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第五十七条第一項又は第九十八条の二第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合には、第五十七条の三第五項の規定を準用する。

第五十八条第一項を次のように改める。
文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

第五十八条第二項中「自ら」を削り、「若くは」を「若くは」に改め、同条第三項中「第三十九条」の下に「(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。))」を加える。

第七十三条第一項中「損害」を「損失」に改める。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に、「措置をする」を「措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る」に改め、同条中第五項を第七項とし、四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十条の二第一項中「但し、前条」を「ただし、第八十条」に改め、同条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条を加える。

(関係行政庁による通知)

第八十条の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けるなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(同条第一項の規定による許可の権限が都道府県の教育委員会に委任されているときは、当該委任を受けた都道府県の教

育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

第八十一条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理団体による買取りの補助)

第八十一条の二 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第八十三条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第八十四条を削り、第五章の二中第八十四条の二を第八十四条とする。

第八十四条の三 第一項第三号中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同項の次に三号を加える。

七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

八 選定保存技術の選定及びその選定の解除

九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

第八十四条の三 第二項第三号中「現状変更」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第五号中「重要文化財」を「国による重要文化財」に改め、同項第七号及び第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第九号中「無形の民俗文化財」を「重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

第八十四条の三 第二項第十三号中「現状変更等」

を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十五号中「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十六号中「現状変更」及び「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同条を第八十四条の二とし、第八十四条の四及び第八十四条の五を順次一条ずつ繰り上げる。

第五章の二 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第八十三条の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第八十三条の三 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法による承認に当たっては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市

町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第八十三条の四 文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第八十三条の五 文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第八十三条の六 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第五章の三 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第八十三条の七 文部大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じを認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、

保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六条の三第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三条の八 文部大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前二項の場合には、第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 前条第二項の認定が保持者のみにしてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにしてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡したかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

この場合には、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第八十三条の九 保持者及び保存団体には、第五十六条の五の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替へるものとする。

(選定保存技術の保存)

第八十三条の十 文化庁長官は、選定保存技術の保存のために必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要

と認められるものについて適当な措置を執ることができ。

(選定保存技術の記録の公開)

第八十三条の十一 選定保存技術の記録の所有者には、第五十六條の十九の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第八十三條の十二 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たつることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができ。

第八十五條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「第五十六條の七第二項の下に」及び「第五十六條の十六」を、「第五十一條の二の下に」(「第五十六條の十六で準用する場合を含む。」)を加え、同項第八号中「第八十條第五項」を「第八十條第七項」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十七條の五第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

第八十五條の三第一項第一号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第八十七條中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、「昭和二十三年法律第七十三号」を削り、「但し」を「ただし」に改め、「同法第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。」を削る。

第八十七條の二中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管又は所屬替」を「所管換え又は所屬替え」に改める。

第八十八條第一項中「民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十九條中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換え」を「所管換えに」、「所屬替」を「所屬替え」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「損」を「き損」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第六号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第三十三條並びに同項」を「第三十三條並びに同条」に、「第八十條の二」を「第八十條の三」に改め、「前項第八号の場合に係る通知には、第八十四條第一項の規定を」を削り、同条第三項中「第六号又は第八号」を「又は第六号」に改める。

第九十一條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「損」を「き損」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十四條中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「当り」を「当たり」に、「當る」を「当たる」に改める。

第九十五條第一項及び第五項並びに第九十五條の三第一項及び第三項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十五條の三の次に次の一条を加える。

第九十五條の四 第九十五條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物その他の指定に係る土地及び建造物を、その管理のために必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第九十六條中「自ら」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八條第二項中「重要民俗資料、重要無形文化財」を「重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九十八條の二 地方公共団体は、文化庁長官が第五十八條第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業若しくは協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第九十八條の三 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合においては、第五十九條及び第六十二條の規定を準用する。この場合において、第六十二條中「第五十九條第一項又は前条第二項」とあるのは、「第九十八條の三第一項」と読み替へるものとする。

2 前項の場合に係る第六十三條の規定の適用については、同条第一項中「第五十九條第一項又は第六十一條第二項」とあるのは、「第九十八條の三第一項において準用する第五十九條第一

項」とする。

(地方債についての配慮)

第九十八條の四 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第九十九條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第五十六條の六第二項」を「第四十六條の二第二項、第五十六條の六第二項、第五十六條の七第四項(第五十六條の十九第二項、第八十三條の十一で準用する場合を含む。で準用する場合を含む。)」に、「第五十六條の十八で」を「第五十六條の二十一」に、「第七十三條の二」を「第五十六條の十八第二項、第七十三條の二」に改め、「第七十五條」の下に、「第八十一條の二第二項」を加え、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「第五十六條の七第二項」の下に「及び第五十六條の十六」を加え、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第一百條及び第一百二條第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第六章第三節中「第百四條の三及び第百五條を次のように改める。

(都道府県文化財保護審議会)

第百五條 都道府県の教育委員会に、条例の定めるところにより、都道府県文化財保護審議会を置くことができる。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に依りて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百五條の二 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、隨時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をすることともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

第百六条中「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百七条第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の二第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の三第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の四第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の五第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の六第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の七第一項中「禁」を「禁錮」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第五十八條第三項（第百一条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第七十八條第二項（第百一条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百八条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「損」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第百十條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第四号を削る。

第百十條の二第一項（同条第三項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の三第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の四第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の五第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の六第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の七第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の八第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の九第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十一第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十二第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十三第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十四第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

第百十條の十五第一項（同条第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十六條の三第一項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六條の三第二項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六條の三第二項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについて、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六條の三第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六條の三第二項の規定により保持団体の認定をしなければならぬ。この場合においては、新法第五十六條の三第三項及び第五十六條の四第三項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十六條の十第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六條の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六條の十第二項において準用する旧法第二十八條第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六條の十第二項において準用する新法第二十八條第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十七條の二第一項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七條の二及び第五十七條の三の規定にかかわらず、旧法第五十七條の二の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第五十七條の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等（当該事業計画の実施につき旧法第五十七條の二第一項の規定による届出をしたものを除く。）に対する新法第五十七條の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して五年間は、（遺跡発見の場合の停止命令等の特例）

3 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十七條の五の規定の適用については、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

る。

7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五(旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の三第一項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六)の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(関係法律の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「文化財の指定」を「文化財等の指定等」に改める。

12 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は風致地区」を「、風致地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項第二号中「地域及び」を「地域、」に改め、二假指定された地域の下に「及び同法第八十三条の三第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域」を加え、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

13 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)

第八十五条の二 文化財保護法第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む)の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条及び第六十一条から第六十四条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

15 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第八十三条の三第一項の規定による伝統的建造物群保存地区
第十三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

理由

文化財保護法の施行状況等にかんがみ、埋蔵文化財の保護、民俗芸能等の民俗文化財の保護及び地方公共団体における文化財保護の組織の整備について、その一層の推進を図り、並びに新たに伝統的建造物群保存地区の制度及び文化財の保存技術の保護のための制度を設ける等のため、同法に改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十年度において約四十七億円の見込みである。